

感染リスクを軽減させた大会運営に向けた対応及び
新型コロナウイルス感染予防対策マニュアル

神奈川県実業団陸上競技連盟

【大会開催にあたっての基本的注意事項】

1 徹底した感染症予防策を実施する。

(1) 3密を避ける競技運営（ウェーブスタートやスタート場所など）

(2) 会場計画（スタートエリア／フィニッシュエリアにおける感染対策など）

(3) フィジカルディスタンスを確保した会場計画

スタートエリアにおいてはマスク着用の徹底と会話をしない注意喚起を徹底すること。

スタート直前(1分前など)までマスクを着用、外したマスクは選手が管理(持って走るなど)する。

(4) 体調不良者、感染者、濃厚接触者を参加させない選手、付き添い、観客の健康管理

(厚生労働省：新しい生活様式)

(日本スポーツ協会：スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン)

2 危機管理体制の構築

神奈川県実業団陸上競技連盟理事会（以下、「理事会」）において、感染症に関する施策の策定や意思決定を行う。統括責任者は理事長とし、山北町及び保健所の助言を受けながら安心安全な大会運営の業務を行う。理事会は、感染症予防対策や感染者、濃厚接触者、感染疑い者が発生した際の対応を山北町及び保健所と連携しながら以下の感染症対策を行う。

①理事長が行政機関及び日本陸上競技連盟との窓口となる。

②感染症予防対策や感染者が発生した場合の手順を定めた感染症予防対策マニュアルを作成する。

③感染症対策の内容を競技者、チーム（もしくはクラブ）、競技役員などに周知・啓蒙を行う。

3 大会に関わる全ての人の連絡先・健康状態の把握

ロードレース開催前、当日、事後に万が一感染者が発生した場合も保健当局などがクラスターを早期発見し感染経路が特定できる状態を作る。

(厚生労働省：新型コロナウイルス感染症対策の基本方針)。

【大会開催にあたっての配慮事項】

1 大会関係者への感染症対策に対する各種注意事項

(1) 個人情報取得の同意

個人情報については、競技運営目的の他に感染症予防対策目的にも使用する。

また、保健所や医療機関などの第三者へ情報提供することがある。取得した個人情報は大会終了後1か月以上保管し、適切に管理し適正に廃棄する。大会への申込時に書面により説明し、同意を得る。

(2) 大会主催者が行う感染症予防策への同意

感染症予防対策は厚生労働省や日本スポーツ協会、日本陸上競技連盟などが示す予防対策の取り組みを実施することについて、大会関係者から承諾を得る。

・大会主催者から健康状態の確認に応じること。

・大会関係者が感染者等になった場合、大会主催者の対応に応じること。

・大会主催者が行う感染症対策において、大会関係者に協力を要請する場合があること。

(3) 主催者の免責事項

大会主催者は、大会関係者の感染に対するいかなる責任も負わない。

なお、大会開催にあたりイベント保険に加入し、大会実施に関わる事故等については保険の範囲内で対応する。

(4) 大会関係者に感染者、濃厚接触者、感染疑い者の参加の可否

開催地の山北町、所属企業、学校の対応方針を優先する。

① 感染者の対応

大会開催の3週間前の時点もしくはそれ以降にPCR検査等で陽性反応があった場合、当該選手は参加を辞退する。または、当該選手の出場権利の取り消しを行うことができる。

② 濃厚接触者への対応

保健所から濃厚接触者と認められた場合であっても、14日間を過ぎ症状が出ていない大会関係者は、大会への参加を認める。

③ 感染疑い者への対応

大会開催3週間前の時点、もしくはそれ以降に息苦しさや強いだるさなどの感染疑い症状が発生していた場合、新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもあるため、当該大会関係者は参加を辞退する。なお、選手については主催者が出場権利の取り消しを行うことができる。

ただし、感染疑い症状の発症後から8日経過、かつ薬を服用せず症状消失後3日が経過している場合は大会への参加を認める。

(5) 大会が中止になった場合の対応方法

参加料については、振込手数料等の諸経費を除いた額を現金書留により返金する。

(6) その他

① 大会関係者が基礎疾患を有する方の場合、重症化するリスクが高いことを認識したうえで参加すること。

② 選手は競技を行っている時以外はマスクを着用すること。その他の大会関係者は2m以上のソーシャルディスタンスを保てる時以外は原則、マスクは常時着用すること。なお、マスクは各自持ち帰ること。

2 大会関係者の健康管理

日々の感染予防対策や体調管理を徹底すること。感染症等が発生した場合は、保健所による感染経路の特定作業に協力すること。

保健所によって感染経路の特定をすることがあるため、異常を感じた日からさかのぼり2週間前までの行動記録等を記録しておくこと。体調管理チェックシート（日本陸上競技連盟や神奈川陸上競技協会HPからダウンロード）や行動記録のデータは、1か月以上は各自又はチームで保管すること。

(1) 大会開催1週間前

① 大会参加者(実業団)は、チーム単位で健康管理責任者を決め、大会開催1週間前から「大会前体調管理チェックシート」を記入・集約し写しを大会当日に主催者へ提出する。個人参加者も同様にチェックシートの写しを提出する。

② 大会参加者(高校)は、各校の顧問が「生徒の健康状況チェックシート及び参加確認書」により参加生徒の健康状況や保護者の同意について確認し、「参加状況報告書」を大会当日に主催者へ提出する。

③ 大会役員や大会運営関係者においては健康管理責任者を決めるなどの対応を取り、「大会前体調管理チェックシート」を記入・集約し写しを提出する。

(2) 大会当日

① 「大会前体調管理チェックシート」及び「参加状況報告書」により、感染疑い者がいないか確認を行う。書類が提出されないなど、適切に管理されていないと判断された場合、当該者の大会参加を認めない。主催者は書類を確認及び必要に応じたその場での検温の結果、感染疑い者を発見した場合は、大会参加を辞退させるとともに速やかな帰宅を促す。

② レース前後に急速な体調悪化を来した者については、主催者は救護室への隔離を行い、以下

の緊急対応を講じる。

ア 意識障害、重い呼吸器症状（過呼吸等）、脱水症状等の重篤な症状を認める場合には、速やかな救急車の要請及び応急手当を行う。

イ 37.5度以上の発熱、息苦しさ、倦怠感等の症状を認める場合には、速やかな帰宅と神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル及び各保健所設置市の相談窓口への相談を促す。

(3) 大会終了後2週間

- ① 大会関係者は、「大会後体調管理チェックシート」を記入し、体調管理を行う。
- ② 主催者は大会終了後、2週間以内に感染の報告を受けた場合、山北町の衛生部局及び保健所に連絡し、指示に従う。
- ③ 主催者は、山北町と感染者が発生した旨の情報発信を行う必要があるかを協議し、対処するものとする。
- ④ 濃厚接触者が追跡可能な状況で感染者が判明した場合、対外的な情報発信はしない。情報発信をする場合は、当該者のプライバシー保護に最大限配慮する。

3 大会主催者の感染予防対策

(1) 会場計画

3密を回避し、ソーシャルディスタンスを確保した会場計画を行う。

① 密閉空間

更衣室は設置しないものとする。雨天時においても換気された車内等で更衣を行うものとし、更衣中もマスクを着用する。

② 密集場所

受付場所やスタート待機、中継所などの密集する恐れのある場所では、ソーシャルディスタンスの確保に努める。密を避けるための係員の指示に応じること。

③ 密接場面

密接状況を避けるため、受付では代表者のみが、中継所などでは付添者は最低限の人数で対応すること。

(2) 競技運営

① 大会参加者や競技運営者等は、各所においてソーシャルディスタンスの確保に努める。咳エチケットの遵守や手洗いや手指消毒を徹底する。

② 選手は競技中以外は、マスクを着用する。会話は大声を避けること。

③ 競技運営者が基礎疾患を有する方の場合、重症化するリスクが高いことを認識したうえで参加し、常に体調を意識すること。

④ 中継やフィニッシュ後は会話をせず、極力接触を避け速やかに待機場所に戻る。

⑤ 表彰式は実施しない。もしくは蜜を避けるなどして開催することがある。

(3) 医療対応

① 地域医療機関や保健所、山北町の衛生管理部局との緊急時の連絡体制を整える。

② 競技中・フィニッシュ後に倒れこんだ選手のケアは、防護体制を整えて対応する。

③ レース前後に急速な体調悪化を来した者については、主催者は救護室への隔離を行い、以下の緊急対応を講じる。

ア 意識障害、重い呼吸器症状（過呼吸等）、脱水症状等の重篤な症状を認める場合には、速やかな救急車の要請及び応急手当を行う。

イ 37.5度以上の発熱、息苦しさ、倦怠感等の症状を認める場合には、速やかな帰宅と行政機関の相談窓口への相談を促す。

④ 体調管理の上で参加者が不安を感じた場合、大会本部に相談し措置に応じる。

(4) トイレ・ごみの扱い

トイレの多くの人が接する場所（便座、ドアノブ、レバー）は清潔に保つ。洋式トイレでは、ふたをして流すことを徹底する。石鹸または消毒液を常備する。ごみは各自で持ち帰る。特にマ

スクは自己責任において持ち帰り処理する。

(5) 応援

- ① 沿道で観戦、応援をする際は、マスクを着用し、周囲との距離を確保する。また、声を出しての応援は控えるよう周知する。
- ② スタート場所や中継所、ゴール付近には選手・付添い以外が立ち入らないように管理し、ソーシャルディスタンスの確保に努める。

(6) 予算編成

感染症予防対策に係る費用増、規模の縮小に伴う収入減少を考慮し、適切に予算編成を行う。

4 情報発信

- (1) 感染者、濃厚接触者、感染疑い者が発生した場合、山北町及び保健所と協議の上、情報発信の有無、情報発信の方法について協議をする。
- (2) 公表を行う場合、公表内容を含め日本陸上競技連盟に連絡をする。
- (3) 感染者が発生した旨を公表する場合は、積極的疫学調査により濃厚接触者が特定できない場合など、不特定多数の人に知らせる必要がある場合とする。
- (4) プライバシー保護に努め個人名は公表しない。
- (5) 感染者本人が個人名の公表を求めた場合、匿名での公表であっても社会的責任を果たすことができる旨を伝える。

以 上